

(表)

第 号

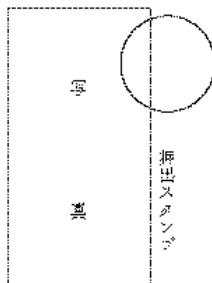
年 月 日発行

身 分 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、独立行政法人農林水産消費技術センター法附則第11条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。



独立行政法人農林水産消費技術センター理事長 印

(裏)

独立行政法人農林水産消費技術センター法附則抜すい

(旧法の規定による格付業務を行う製造業者等に対するセンターによる立入検査)

第11条 農林水産大臣は、改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第20条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、附則第9条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第14条第3項又は第4項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、又は格付の表示を付する製造業者又は生産行程管理者の工場、事務所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付（格付の表示を含む。）の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。この場合における第10条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「ほか、」とあるのは「ほか、附則第11条第1項及び」と、同条第1号中「第10条」とあるのは「附則第11条第1項の規定により読み替えて適用される第10条」とする。

2 前項の規定による立入検査については、附則第8条の規定による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第20条第3項及び第4項、第20条の2第2項及び第3項並びに第20条の3の規定を準用する。

3 第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

(報告及び立入検査)

第20条 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏表) 田舎の長あけだ、田舎の継ぎ接ぎの田舎のあけだ